

令和7年度まちなか公共サイン作成業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山形市中心市街地における公共サイン整備を行うに当たり、市民や来訪する観光者が公共サインを確認しながら迷わず目的地に到着でき、快適にまち歩きを楽しめると共に、公共サインにより歴史や文化、観光などの魅力を伝え、まちの回遊性・利便性の向上に資する内容とするため、公共サインについて豊富な実績と幅広い専門知識を有する事業者を、公正かつ公平な方法で審査・選定することを目的として公募型プロポーザルを実施するもの。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度まちなか公共サイン作成業務

(2) 業務内容

別紙の「令和7年度まちなか公共サイン作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書記載の委託業務の詳細については、今後、受託業者と協議のうえ、変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日までとする。

(4) 提案上限額

総額 6,080,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約方法

随意契約

(6) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最も優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

(7) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の2第1項第2号

3 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。

(3) 本市の指名停止の期間中でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

② 実施要領

- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (7) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 税の滞納がないこと。
- (9) 建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置することができるとともに、現場代理人を配置することができること。なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。
- (10) プロポーザルに参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、審査結果通知に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときには、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

【共同企業体として応募する場合】

- ・ すべての構成員が上記(2)～(10)の要件に該当すること。
- ・ 構成員のうち1人以上が上記(1)の要件に該当すること。
- ・ 本市の対応窓口となり契約締結等の諸手続きを行い、業務遂行の責を負う者を代表事業者とすること。

4 実施スケジュール

日程	項目
公募開始及び資料等の公開	令和7年5月12日～5月23日
実施要領及び仕様書に対する質問の受付	令和7年5月16日 午後5時まで
質問に対する本市の回答	令和7年5月20日
参加申込の受付	令和7年5月23日 午後5時まで
参加申込書類 書類審査 ※応募が3者以上あった場合、一次選考を実施 選定通知・企画提案書要請書の送付	令和7年5月26日 令和7年5月27日通知・要請書送付
企画提案書等の提出	令和7年6月3日 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年6月9日
審査結果通知・公表	令和7年6月11日
契約締結	令和7年6月中～下旬

5 実施要領等の配布

令和7年5月23日までの間に、山形市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）「公募型プロポーザル」のページからダウンロードすること。

市ホームページ

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/index.html>

6 実施要領及び仕様書に対する質問

本プロポーザルに関する質問がある者は、次のとおり質問することができる。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和7年5月12日～5月16日 午後5時まで
- (2) 質問方法 質問票（様式第1号）を使用し、電子メールにより提出すること。
なお、メールの件名は「令和7年度まちなか公共サイン作成業務」への質問』とすること。
- (3) 質問先 山形市まちづくり政策部まちづくり政策課都市計画係
電子メール：toshi@city.yamagata-yamagata.lg.jp
- (4) 回答日時 令和7年5月20日
- (5) 回答方法 質問者名を伏せたうえで質問及び回答を市ホームページに掲載する

7 参加申込及び参加要件適格確認について

- (1) 申込期間 令和7年5月12日～5月23日 午後5時必着
- (2) 申込方法 郵送（簡易書留）又は持参（持参する場合は、土、日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- (3) 提出書類 ア 参加表明書（様式第2号）
イ 協定書兼委任状（様式第3号） ※共同企業体の場合のみ
ウ 誓約書（様式第4号）
エ 秘密保持誓約書（様式第5号）
オ 会社概要書（様式第6号）
カ 業務実績調書（様式第7号）
キ 見積書（様式第8号）
ク 直近3か月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社又は支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本
※記載方法等については、別紙【提出書類記載要領】参照。
- (4) 提出部数 ア～エ、ク：1部、オ～キ：3部
- (5) 提出先 山形市まちづくり政策部まちづくり政策課
- (6) 参加要件適格確認・一次選考

上記の7(3)で提出された書類を基に審査を行い、参加要件適格が確認された者に対しては、5月27日までに選定通知書及び企画提案要請書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、プロポーザルへの参加を認めない。また、応募が4者以上の場合、この時点で書類審査及

び価格評価にて一次選考を行う。選考基準については、別紙【令和7年度まちなか公共サイン作成業務 審査要領】参照。

8 企画提案書等の提出

上記「7(6)参加要件適格確認・一次選考」により選定通知及び企画提案書提出の要請を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年5月28日～令和7年6月3日 午後5時必着
- (2) 提出方法 郵送（簡易書留）又は持参（持参する場合は、土、日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(3) 提出書類

ア 企画提案書の表紙（様式第9号）

イ 企画提案書（任意様式）

本実施要領及び仕様書において、山形市が求めている要件を踏まえたうえで、以下のことについて記載すること。

① 企画提案

- ・各公共サインの仕様（寸法、基礎の構造案、筐体の材質、印刷面の材質、設置位置、基数）

※配置箇所検討の際は、既存の案内サインは無いものとして検討すること。

- ・各公共サインの表示内容の概要（表示盤面のイメージを記載する。名称や説明文を記載する場合は「****」などで良い）
- ・業務全体のスケジュール
- ・その他実績、ノウハウ、他事例等を活かした有効な提案

② 製品デザイン

- ・各公共サインのデザインを1案ずつ

- (4) 提出部数 ア 上記8(3)ア、イ 10部
イ 上記8(3)一式のPDFデータを入れたCD-R等 1部

- (5) 提出先 山形市まちづくり政策部まちづくり政策課

(6) 留意事項

ア 企画提案書の作成にあたり、企画提案書の表紙（様式第9号）以外は、事業者名が類推できるような名称、ブランド名及びロゴマーク等は一切表示させないこと。

事業者の記載が必要な場合は「事業者A」などに置き換えて記載すること。

イ 企画提案書（任意様式）はA4判、用紙の縦横は自由とし、両面印刷とする。ただし、製品デザインに限りA3判の使用及び片面印刷も可とする。枚数は製品デザインを含めて10枚以内に収め、用紙の下部にページ番号を記載すること。

ウ 企画提案書等は、ホチキス等で綴じずにダブルクリップで留めること。

エ 企画提案書等提出後の提案書等の加除、差し替えは不可とする。

オ 提出期限までに企画提案書等の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法及び提案上限額等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、実施要領に違反するもの。

10 企画提案者の審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

本業の履行に最も適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、令和7年度まちなか公共サイン作成業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、選定する。なお、審査委員は6名とする。

(2) 公平性の確保

審査の公平性を確保するため、審査においては、審査委員に対し参加者の事業者名又は事業者名が類推できるような記載は公開せず、匿名での評価を行う。

(3) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施方法

- ① プレゼンテーション審査は、令和7年6月9日に事務局の指定する会場で行う。審査順は、参加表明書等の受付順とし、基本的には印刷された企画提案書に沿って、口頭や映像等で補足説明をする。なお、企画提案書は事前に事務局で審査員に配布する。

スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル及び電源は事務局が用意することとし、説明の際に使用する場合は企画提案書の提出の際に申し出ること。

- ② 1者ずつ行い、時間は、機材の用意等5分程度、説明10～15分以内、質疑応答5～10分程度とする。
- ③ 参加できる人数は3名までとし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- ④ 説明内容は提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。ただし、公共サインの原寸大印刷物等をその場で掲示する事は可とする。
- ⑤ プレゼンテーション及び質疑応答時に自己紹介は行わないこと。また、スクリーンを使用する場合は事業者名が類推できるようなものが映らないようにすること。
- ⑥ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

イ 会場及び実施時間等

会場、実施時間については、プレゼンテーション審査前に事務局よりメールにて通知する。

(4) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別紙「令和7年度まちなか公共サイン作成業務審査要領」に基づき評価を行う。なお、審査内容は非公開とする。

1.1 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

第1位の候補者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

(2) 第1順位の候補者との協議が不調となったと本市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、次点の候補者と協議を行う。

(3) 委託料の支払い方法

原則として、委託業務完了検査後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払いを行う。

1.2 その他

(1) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとす

る。

(2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第10号）にて届け出ること。

(3) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者（提出者）の負担とする。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 提出された書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情報を除く。

(7) 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

(8) 選定された提案企画（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

(9) 契約締結後であっても、本業務において契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、又は契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕される等社会的影響が大きいと本市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。

(10) 本公募型プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。

(11) 提出書類について、本市より問い合わせを行う場合がある。

1.3 担当課（問い合わせ先、書類提出先及び審査委員会事務局）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課都市計画係

担当：佐々木、渋間、尾形

電話：023-641-1212（内線517）

電子メール：toshi@city.yamagata-yamagata.lg.jp